

三郷市木造住宅耐震診断に関する協定書

三郷市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、三郷市内の旧耐震基準に基づき建築されている木造住宅（以下「旧耐震基準住宅」という。）の耐震化の促進について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三郷市建築物耐震改修促進計画に基づき、三郷市内の旧耐震基準住宅の耐震改修を促進するため、当該住宅の耐震性に関する相談及び耐震診断（以下「耐震相談等」という。）を甲と乙が協力して、適正かつ円滑に遂行することについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について、相互に必要な支援と協力を行う。

- （1）耐震化の普及啓発の実施に関すること。
- （2）当該住宅の耐震性に関する相談体制の整備に関すること。
- （3）耐震診断の実施に関すること。
- （4）その他耐震化の促進に関すること。

（普及啓発）

第3条 甲は、三郷市内の旧耐震基準住宅の居住者又は所有者（以下「居住者等」という。）に対し、耐震改修に関する普及啓発を行うものとする。

（相談体制の整備）

第4条 乙は、甲が行う普及啓発に起因する居住者等からの耐震性に関する相談に係る問い合わせに対応するため、相談窓口を速やかに開設するものとする。

- 2 乙は、前項の問い合わせには真摯に対応するものとする。
- 3 甲と乙は、連絡体制を整備し、居住者等の耐震相談等の内容を共有するものとする。

（耐震診断の実施）

第5条 乙は、居住者等から耐震診断の依頼があった時は、居住者等と耐震診断の実施に係る業務委託契約を締結するものとする。

- 2 乙は、甲が規定する三郷市耐震改修等費用助成事業実施要綱及び当該事業のマニュアルに基づき耐震診断を実施するものとする。
- 3 第1項の業務委託契約に係る金額は、1戸あたり100,000円以下とする。

（紛争の解決）

第6条 乙は、耐震診断にあたり、居住者等又は第三者との間に紛争を生じた時は、誠意をもって解決に努めなければならない。

(守秘義務)

第7条 乙及び耐震診断の実施者は、業務上知り得た事項を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからでも、この協定の終了について何ら申出がないときは、更に1年更新されたものとみなし、以後、この例による。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月27日

甲 埼玉県三郷市花和田648番地1
三郷市
三郷市長 木津 雅 晟

乙 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7
社団法人 埼玉県建築士事務所協会
会 長 宮 原 克 平

三郷市木造住宅耐震診断に関する協定書

三郷市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉建築士会（以下「乙」という。）は、三郷市内の旧耐震基準に基づき建築されている木造住宅（以下「旧耐震基準住宅」という。）の耐震化の促進について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三郷市建築物耐震改修促進計画に基づき、三郷市内の旧耐震基準住宅の耐震改修を促進するため、当該住宅の耐震性に関する相談及び耐震診断（以下「耐震相談等」という。）を甲と乙が協力して、適正かつ円滑に遂行することについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について、相互に必要な支援と協力を行う。

- （1）耐震化の普及啓発の実施に関すること。
- （2）当該住宅の耐震性に関する相談体制の整備に関すること。
- （3）耐震診断の実施に関すること。
- （4）その他耐震化の促進に関すること。

（普及啓発）

第3条 甲は、三郷市内の旧耐震基準住宅の居住者又は所有者（以下「居住者等」という。）に対し、耐震改修に関する普及啓発を行うものとする。

（相談体制の整備）

第4条 乙は、甲が行う普及啓発に起因する居住者等からの耐震性に関する相談に係る問い合わせに対応するため、相談窓口を速やかに開設するものとする。

- 2 乙は、前項の問い合わせには真摯に対応するものとする。
- 3 甲と乙は、連絡体制を整備し、居住者等の耐震相談等の内容を共有するものとする。

（耐震診断の実施）

第5条 乙は、居住者等から耐震診断の依頼があった時は、居住者等と耐震診断の実施に係る業務委託契約を締結するものとする。

- 2 乙は、甲が規定する三郷市耐震改修等費用助成事業実施要綱及び当該事業のマニュアルに基づき耐震診断を実施するものとする。
- 3 第1項の業務委託契約に係る金額は、1戸あたり100,000円以下とする。

（紛争の解決）

第6条 乙は、耐震診断にあたり、居住者等又は第三者との間に紛争を生じた時は、誠意をもって解決に努めなければならない。

(守秘義務)

第7条 乙及び耐震診断の実施者は、業務上知り得た事項を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからでも、この協定の終了について何ら申出がないときは、更に1年更新されたものとみなし、以後、この例による。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月27日

甲 埼玉県三郷市花和田648番地1
三郷市
三郷市長 木津 雅 晟

乙 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7
社団法人 埼玉建築士会
会 長 高 橋 庫 治

三郷市木造住宅耐震診断に関する協定書

三郷市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉設計監理協会（以下「乙」という。）は、三郷市内の旧耐震基準に基づき建築されている木造住宅（以下「旧耐震基準住宅」という。）の耐震化の促進について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三郷市建築物耐震改修促進計画に基づき、三郷市内の旧耐震基準住宅の耐震改修を促進するため、当該住宅の耐震性に関する相談及び耐震診断（以下「耐震相談等」という。）を甲と乙が協力して、適正かつ円滑に遂行することについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について、相互に必要な支援と協力を行う。

- （1）耐震化の普及啓発の実施に関すること。
- （2）当該住宅の耐震性に関する相談体制の整備に関すること。
- （3）耐震診断の実施に関すること。
- （4）その他耐震化の促進に関すること。

（普及啓発）

第3条 甲は、三郷市内の旧耐震基準住宅の居住者又は所有者（以下「居住者等」という。）に対し、耐震改修に関する普及啓発を行うものとする。

（相談体制の整備）

第4条 乙は、甲が行う普及啓発に起因する居住者等からの耐震性に関する相談に係る問い合わせに対応するため、相談窓口を速やかに開設するものとする。

2 乙は、前項の問い合わせには真摯に対応するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制を整備し、居住者等の耐震相談等の内容を共有するものとする。

（耐震診断の実施）

第5条 乙は、居住者等から耐震診断の依頼があった時は、居住者等と耐震診断の実施に係る業務委託契約を締結するものとする。

2 乙は、甲が規定する三郷市耐震改修等費用助成事業実施要綱及び当該事業のマニュアルに基づき耐震診断を実施するものとする。

3 第1項の業務委託契約に係る金額は、1戸あたり100,000円以下とする。

（紛争の解決）

第6条 乙は、耐震診断にあたり、居住者等又は第三者との間に紛争を生じた時は、誠意をもって解決に努めなければならない。

(守秘義務)

第7条 乙及び耐震診断の実施者は、業務上知り得た事項を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからでも、この協定の終了について何ら申出がないときは、更に1年更新されたものとみなし、以後、この例による。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月27日

甲 埼玉県三郷市花和田648番地1
三郷市
三郷市長 木津 雅 晟

乙 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7
社団法人 埼玉設計監理協会
会 長 桑 子 喬